

4 前田直久議員

- 1 保育所・公営住宅・道路等の基準はどうか
なるのでしょうか
- 2 まちづくりとは
- 3 産業振興対策は進んでいますか



1 保育所・公営住宅・道路等の基準はどうか

私は、この本定例会が上岡町長2期目の最後の定例議会とゆうことを鑑みまして、当面する町政上の問題について、先に通告してありますあの文書表により質問いたしますので、よろしくご答弁お願いしたいと思います。

まず、第1点目でございますけれども、いわゆる地域主権関連法案に関する事務体制について、お尋ねをいたします。

地域主権関連3法案は、平成23年4月28日、可決成立し、5月2日に公布されました。

この3法案のうち「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」ずいぶん長い戒名ですので、以下は「義務付け・枠付け見直し1次一括法」と言わさせていただきます。

条例制定が必要な条項は24年4月1日から施行されることとなるので、本年12月議会か次の3月議会で審議されるのではないかと考えております。

そこで、お尋ねをするわけですが、条例で基準を定めなければ事項は、保育所・公営住宅・道路などをはじめとして市町村では21項目といわれておりますが、お尋ねをいたします。

1. 岩内町における今後の条例制定作業の工程についてをお知らせください。
2. 「地域のことは地域で決める」という今回の改革理念の実現に向けた具体的方策をお持ちであればお聞かせください。
なければ結構です。

【答 弁】

町 長：

前田議員からは、3点にわたるご質問であります。順次お答えいたします。

1点めは、保育所・公営住宅・道路等の基準はどうかについて、2項目にわたるご質問であります。

1項めは、今後の条例制定に係る作業工程についてであります。

はじめに、地域主権改革に伴う、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」につきましては、市町村において、条例制定の必要となる条項が21項目あり、そのうち指定都市・中核市などの項目を除く13項目から、本町に該当する項目について、必要な条例整備等を行うこととなります。

また、条例の施行期日は、平成24年4月1日からとされておりますが、同法の附則において、一部を除き、1年間の猶予期間が設けられているところであります。

今後の具体的な作業工程についてであります。現在のところ、関係部局に、国及び北海道から、条例整備に向けての具体的な基準を定めた政省令などが示されていない状況にありますので、今後も、積極的な情報の収集を図りながら、それが、国の基準に従うべきものであれば基準通りに、また、基準と異なる内容を定めてもかまわないものであれば、地域の実情を勘案しながら、定められた施行期日までに条例整備等を進めて参りたいと考えております。

2項めは、改革理念実現に向けた具体的方策についてであります。

このたびの地域主権改革につきましては、政府が自治体の行うべき仕事を法律で縛る「義務付け・枠付け」の見直しなど、地方に決定権を与えることで、地方分権の推進を図ろうとするものであります。

従いまして、今後、関係省庁から示される具体的な整備基準のうち、地域の実情を反映することが可能となるものについては、町がこれまで取り組んで参りました、広報紙、町公式ホームページによる意見公募などの方法のほか、住民参加のまちづくりに取り組む他の自治体の例なども参考としながら、町民の意見・要望を聞くしくみについて十分検討して参りたいと考えております。

< 再 質 問 >

それでは、再質問をさせていただきます。

地域主権関連法案に関してですが、まあ町長のご答弁では、岩内町に該当するものは13項目あるとゆうお話しでしたが、この13項目のですね、具体的にあの一、関連する条例名を上げてですね、お答えいただきたいと思っております。

それから、条例改正にあたってはですね、法律は24年の4月1日で、一部は25年の4月1日というのがありますけれども、その13の該当するもののうちですね、24年4月1日ではなくて、25年4月1日からですね、該当してくるものはどうゆうものがあるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

【答 弁】
町 長：

前田議員からは、3点にわたる再質問であります。

1点めは、地域主権改革関連について2項目にわたるご質問であります

1項めは、制定や改正が見込まれる13項目の条例についてであります。

介護保険関連では、介護予防サービスに従事する従業員数など、新たに条例制定の検討が必要なものが4項目。

公営住宅関連では、公営住宅の整備基準について新規条例制定の検討が必要なものが1項目、また、入居者の収入基準など「岩内町営住宅条例」の改正が2項目。

道路関連では、町道の構造基準など新たに条例制定の検討が必要なものが3項目。

河川関連では、準用河川における河川管理施設等の構造基準について、新たに条例制定の検討が必要なものが1項目。

職業能力開発促進関係では、訓練開発校を設置した場合に、新たに条例制定の検討が必要なものが1項目。

公営企業関連では、条例または議会議決により利益及び資本剰余金を処分できることについて、「岩内町水道事業等の設置等に関する条例」の改正が1項目。

以上の、13項目となっております。

2項めは、平成25年4月1日から施行される項目についてであります
が、1項めでお答えいたしました対象項目のうち、公営企業関連を除く12項目が該当するものであります。

< 再々質問 >

私の意図するところと違うところが多々ありまして、えー一回答いただいたというふうには私は理解しないのではありますけれども、まあいずれにいたしましても、私の考えていることにつきまして、若干申し述べたいと思います。

まず1点目ですが、地域主権関連法案の関連でございますけれども、これ大事なところは、施設の公物設置管理の基準をどうするかとゆうことで、参酌基準・標準基準それから従うべき基準ということで、基準が大まかに定められておりまして、この条例の内容を出すね、地域の実情に合わせたものにすることが、不可欠で大事なことでありまして、当然のことながら、国のガイドラインを漫然とですね、引き写したということでは意味がないということを申し上げておきます。

2 まちづくりとは

2つ目は、まちづくりとはとゆうことで、お尋ねをいたします。

町長は、町の重要な町民意思の公聴手段である「私の思い」とゆう制度によって、よせられた原発とまちづくりの町民からの質問に対し、「私は、原発への依存を前提にしてまちづくりを進めているつもりはありませんが、一方で、泊発電所が町の経済や雇用に大きな影響を与えているのも事実です。(中略) 経済や雇用の面からは泊発電所を有力な進出企業と捉え、共存共栄を図っていくことが町勢発展のためには必要と考えておりますのでご理解願います」と回答されております。

そこで今後のまちづくり議論を深かめるためにお尋ねをしますが、町長の考えるまちづくりとはどうゆうものでしょうか。お知らせください。

原発に依存せずまちづくりを進めているのであれば、全国的な注目を集めることとなりますし、視察もずいぶん来るんじゃないかと思いますが、まあそれは別としても、あの原発に依存しないまちづくりを進めているつもりだとゆうことではありますけれども、つもりはなくてもですね、現実的には原発に依存したまちづくりになっているのではないのでしょうか。で、お尋ねをいたしますが、北海道電力の隠蔽体質が明らかになった現在でも、同電力を信頼できるパートナーとして共存共栄は可能とお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

可能とするならその理由を明確に示してください。

私は、前の一般質問でも行いましたが、国のエネルギー政策が変わり、原発がなくなれば、岩内町は夕張市の二の舞になるのではと危惧する者であります。岩内町長にとっては、杞憂にすぎないのでしょうか、お尋ねをいたします。

【答 弁】

町 長：

2点めは、泊発電所との関連での、まちづくりについて、3項目のご質問であります。

1項めは、「私の思い」への回答を踏まえての「まちづくり」についてであります。

ご質問にある「私の思い」におきましては、原発に依存しない「まちづくり」の方策について、

- ・原発に依存しない「まちづくり」は可能ですか。
- ・可能とすれば、その具体的な方策を示して下さい。

との内容でいただいたものであります。

回答にいたる背景としては、町内には、漁業、農業、水産加工、飲料水製造業、土木建設業、ホテル・旅館、商店、飲食店など、様々な業種の方々が生活を営んでおり、業種によっては、泊発電所との関係が少ない、あるいは、関係が全くないという事業者も沢山おられるという現状を踏まえてのものであります。

一方で、ご質問にもありますように、経済や雇用の面からは、泊発電所を有力な進出企業と捉えており、安全・安心な原子力発電所の運転を大前提に、共存共栄を図っていくことが重要と考えております。

何れにいたしましても、新たな岩内町総合計画でも述べさせていただいて

おりますが、まちづくりの理念は「経済的な豊かさと心の充実が得られるまち」の実現を目指し、各種の施策を展開することであり、現状において、これを押し進めるためには、従来の行政主体から、住民と行政が情報や目的を共有し、互いの理解と信頼のもとで役割を分担しながら「まちづくり」を進める「協働」の取り組みが不可欠と考えており、原子力発電所への依存を前提にして、まちづくりを進めているつもりはないということを改めて、申し述べさせていただきたいと思っております。

2項めは、北電を信頼できるパートナーとして共存共栄は可能なのかとのご質問であります。

この度の一連のいわゆる「やらせ問題」につきましては、北電、ひいては、原子力発電所に対する地域住民の信頼を損なう結果となったことは紛れもない事実であり、非常に残念であると考えております。

北電に対しては、今後、信頼の回復に向けて全力で取り組むよう求めてまいっている所存であります。

また、「私の思い」の回答にも記載いたしましたが、通常運転時は200から250人、定期検査時には、340から430人と推計される町民や町出身者が従事されており、この方々の雇用の場を確保するためにも、繰り返しになりますが、安全・安心な原子力発電所の運転を大前提に、共存共栄を図っていかねばならないものと考えており、これを可能にしていくためには、まずは、北電社内のコンプライアンス、いわゆる法令遵守の強化が不可欠と思う次第であります。

3項めは、原発がなくなった場合のまちづくりについてであります。

先にもご答弁申し上げましたとおり、岩内町の「まちづくり」は、原子力発電所への依存を前提としたものではありません。

一方で、原子力発電所が町の経済や雇用に大きな影響を与えていることは事実であります。

こうしたことから、国のエネルギー政策の動向につきましては、エネルギー基本計画の改定を行う総合資源エネルギー調査会が、早ければ9月下旬には始まる予定となっていることから、今後の審議等の経過を注視してまいりたいと考えております。

< 再質問 >

2点目のまちづくりに関してですけれども、私がお聞きしたいのは、町長はまちづくりについて、どうお考えしているとゆうことです。

もちろん、新総合計画についてはですね、まちづくりについての方針は書いてあります。

ただですね、私がいつも問題にするのはですね、協働のまちづくりってゆうのは、まちづくりのですね、手段であって目的ではないわけですよ。

だから、そのまちづくりの目的は町長はどうお考えになっておるのかとゆうことをお尋ねをしているわけです。

特にまちづくりについては、ハード・ソフト両面があると思いますが、ハード面についてはですね、もちろん産業振興が最重要な問題だと私は思っておりますし、ソフト面についてはですね、コミュニティー組織をどう育て上げていくのかとゆうことが、私はまちづくりの要点ではないかと思っておりますが、町長のお考えを改めてお聞かせください。

それからその次にですね、北電のコンプライアンスうんぬんという話がありましたが、北電がコンプライアンスをいわゆる法律を遵守していればですね、今回のようなやらせは出てこなかったものでしょうか、どうでしょうか。

町長の見解をお聞きいたします。

コンプライアンスを守っていれば、やらせはなかったんだらうかとゆうことです。

わかりますか、町長。

【答 弁】

町 長：

2点目は、まちづくりに関連した2項目にわたるご質問でございます。

1項目は、まちづくりの目的についてでございますが、私としてはまちづくりは地域住民が経済的な豊かさと心の充実が、得られるまちの実現だと考えております。

2項目は、北電のやらせ問題についての質問であります。

このたびの一連の問題につきましては、第三者委員会において事実確認が厳正に行われることから、当該委員会の調査結果の公表を踏まえ、判断したいと考えております。

< 再々質問 >

2点目のまちづくりについてでございますけれども、まああの一共存共栄のことで、町長お答えになってますが、そこでお尋ねをいたしますけれども、信頼の回復が大事だと言うお話しされておりますけれども、じゃ町長の考えるですね、町民の信頼の回復したとゆう判断するための要件は、一体なんなのからお尋ねをいたします。

まちづくりのですね、そのいわゆる協働のまちづくりをやるというところで、まちづくりの目的の共有をしなければならぬということをお話しされておりますけれども、具体的にどうやってですね協働のまちづくりの目的、どうやってつくりだしていくのか、その具体的な方法についてお尋ねをいたします。

たとえばですね、まあ業種別の団体を集めてですね、話をするだとか、それと住民自治組織を集めてですね、話しを聞くだとか、まあいろんな方策が考えられると思うんですけども、具体的に町長はですね、協働のまちづくりのための目的の共有をどうやって図って行こうと思っているのか、お尋ねをいたします。

それから、えーと国のエネルギー政策の動向を考えてっていうくだけりがありましたが、あのまあいわゆるですね、原子力発電所をまちづくりのですね、えー前提として考えてないということであれば、この国のエネルギー政策の動向はですね、まったく考える必要はないんでないかと思っておりますけど、いかがですか。お尋ねをいたします。

以上で終わります。

【答 弁】

町 長：

2点目は、まちづくりに関連した2項目にわたるご質問でございます。

1項目は、住民の信頼回復についてのご質問であります。

北電については、泊発電所の安全運転の更なる徹底と住民へのわかりやすく丁寧な情報提供を図ることが、何より重要であり、このことが信頼の回復につながるものと考えております。

2項目は、協働のまちづくりの目的を果たすための具体的な方策についてでございます。

協働のまちづくりの推進にあたっては、まず町民と行政とが情報を共有化することが不可欠であるとの認識のもと、各種広報・公聴活動に取り組んできたところであります。

しかし、情報の共有化は協働のまちづくりをする上での手法であり、本当に必要なのは、町民と行政とが目的を共有するという点にあると考えております。

従いまして、時間はかかるかも知れませんが、町が行う事業や町民からの要望の中から、町民の協力がないと出来ないことや行政の力が必要なことなどを整理し、目的をしっかりと見出した上で、町民の皆さんと協力して、地域課題を一つ一つ解決して行く仕組み作りを進めて参りたいと考えております。

2点目は、国のエネルギー政策の動向についてのご質問であります。

泊発電所が国の経済や雇用に大きな影響を与えることは、事実であります。

こうしたことから、今後国のエネルギー政策の動向については、注視し

て参りたいと考えております。
以上です。

3 産業振興対策は進んでいますか

3点目は、産業振興対策についてでございますが、新岩内町総合計画の実施計画である「岩内町過疎地域自立促進計画」に定める過疎地域自立促進特別事業の進捗状況についてお尋ねをします。

平成22年度に着手した事業と、その成果を成果志向の行財政運営の観点からどう評価されているのか、お尋ねいたします。

成果施行の観点からですから、くれぐれもその点からのお答えをお願いいたします。

平成22年の評価の結果、まあ評価をしているとゆう前提ですが、平成23年度予算にはどのように反映されたのでしょうか。

地域資源を生かす施策の展開が求められているとこの計画の中で書かれておりますが、今後どのように展開されるお考えか具体的にお答えいただきたいと思っております。

以上で、私の質問終わります。

なお、再質問については、質問を留保いたします。

町長においては、よろしくご答弁をお願いいたします。以上です。

【答 弁】

町 長：

3点めは、産業振興対策について3項目のご質問であります。1項めの平成22年度に着手した事業とその成果、及び2項めの平成23年度予算にどのように反映したのかについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

過疎地域自立促進特別事業の財源に充当することのできる、過疎対策事業債の特別事業分は、平成22年3月の過疎地域自立促進特別措置法の改正により、地域医療、住民の日常的な交通手段の確保などのほか住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現のために、起債発行が認められたものであります。

岩内町としましては、平成22年度に本事業の目的を精査し、商店街振興対策事業、防犯街路灯補助事業など10事業の財源として6,450万円を充当しているところであります。

また、平成23年度においては、地域振興協会補助事業、高齢者福祉支援事業など16事業の財源として7,160万円の起債発行を北海道に対して協議しているところであります。

評価としましては、予算計上年度については町債の借入となりますが、償還年度において元金と利子の70%が、普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置がなされることから、財政運営上、有効なものであると考えております。

ただし、あくまでも借入金であることから、財政健全化指標の実質公債費比率や将来負担比率などにも影響を及ぼすものであることから、事業の選択、起債発行額については、今後とも慎重に検討を重ね活用を図っていきたいと考えているところであります。

3項めは、地域資源を生かした施策に関するご質問であります。

これからのまちづくりを推進していくためには、限られた財源を有効に活用することが必要であります。

そのためには、産業施策として、これまで先行投資された施設・資源の有効活用も含め、地域の資源を再認識し、すぐれた岩内の文化・歴史を活かしながら、町の地域資源として再活用を図ることが重要と考えております。

具体的な施策展開といたしましては、本年度、陸上蓄養施設の利活用検討を行うため、「大和地区 深層水利活用検討事業」を過疎地域自立促進特別事業として、岩内町過疎地域自立促進市町村計画に追加搭載したところであります。

＜ 再 質 問 ＞

それから、3点目の産業振興についてでございますけれども、地域資源かつ施策の展開の関係でございますが、町長は地域の歴史や文化等についてですね、そういう資源を大事にしていきたいとゆうお話しでございますが、それではお尋ねをいたしますが、美術館についてはですね、大事な文化資源だと思いますが、この通年ですね、開館するとゆう条例の改正については、お考えでしょうか、どうでしょう、お尋ねをいたします。

以上で、終わります。

再々質問を留保いたします。

【答 弁】

町 長：

3点目は、産業振興対策についてのご質問でございます。

具体的な施策展開については、繰り返しになりますが、地域の資源を再認識し、すぐれた岩内の文化・歴史を活かしながら、町の地域資源として再活用を図ることが重要と考えております。

